

団体運営費補助金調査票（表）

補 助 金 名	食品衛生連合会等補助金（成田東部食品衛生連合会）									
担当 課	環境部 環境衛生課									
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業		実 施 主 体	成田東部食品衛生連合会		
	一般	04	01	05	20	- 01	R06 予 算 額	90	千円	
新規・継続の別	継続									
補助・単独の別	市単									
補助の種類	団体運営費									
交付開始年度	平成 14 年度			終了予定年度			令和 8 年度			

事 業 の 目 的 ・ 概 要	<p>市内（遠山・久住・中郷地区）で食品を扱う事業者等が組織し、食品衛生法の趣旨に則り、食品衛生講習会や検便、水質検査等を行うことにより、食品に起因する事故防止、食品の品質向上及び食品衛生思想の普及に寄与する活動を行う。</p> <p>市として、運営費用の一部を補助することにより、良好な食品衛生環境の保持に資することを目的とする。</p>																											
	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	<p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生の普及啓発のための事業 ・ 食品対策に関する指導及び育成のための事業 ・ 食品の安全性の確保に関する調査、研究又は研修のための事業 ・ その他市長が特に必要と認める事業 																										
根拠法令等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 成田市補助金等交付規則 ・ 成田市食品衛生連合会等補助金交付要綱 																										
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助基本額 90千円 																										
決 算 内 訳		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">令和 4 年度決算額 (単位:千円)</th> </tr> <tr> <th>収入額</th> <th>支出額</th> <th>翌年度繰越金</th> </tr> <tr> <td>838</td> <td>815</td> <td>23</td> </tr> <tr> <th>収入額の内 自主財源</th> <th>市補助金額</th> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>748</td> <td>90</td> </tr> <tr> <th>自主財源比率</th> <th>繰越金/補助金</th> </tr> <tr> <td>89.3%</td> <td>25.6%</td> </tr> </table>										令和 4 年度決算額 (単位:千円)			収入額	支出額	翌年度繰越金	838	815	23	収入額の内 自主財源	市補助金額		748	90	自主財源比率	繰越金/補助金	89.3%
	令和 4 年度決算額 (単位:千円)																											
	収入額	支出額	翌年度繰越金																									
	838	815	23																									
	収入額の内 自主財源	市補助金額																										
	748	90																										
自主財源比率	繰越金/補助金																											
89.3%	25.6%																											

団体運営費補助金調査票（裏）

評価項目	内 容	評 価	評 価 理 由
公益性	基本構想、実施計画、個別計画など市の施策の方向性と合致しているか	はい	食品の品質向上及び食品衛生思想の普及に寄与し、成田市総合計画の基本方向に掲げる「安全・安心でうるおいのある生活環境をつくる（住環境）」に合致する。
	市民の利益に寄与することができるか（「はい」の場合、選択式）	はい	工. その他市民の利益に寄与することができる活動に該当
	市民協働を推進する目的があるか	はい	市と食品関係事業者の協働といえる。
	事業を実施できる団体は他にないか	はい	地区ごとに組織されている団体であり、他に事業を実施できる団体がない。
必要性	事業の目的・視点・内容が、社会経済情勢や市民ニーズに適合しているか	はい	食中毒の防止に寄与する事業であり当該内容に適合している。
	市が関与する必要性があるか	はい	食品の品質向上及び食品衛生思想の普及に寄与する公益性のある団体であるが、収益性がないため、市が支援する必要がある。
	事業を実施しなかった場合に、大きなマイナスの影響があると認められるか	はい	食品衛生に対する意識の低下や知識の低下につながり、食中毒の蔓延の恐れがある。
	類似の事業はないか	はい	特になし。
適格性 (妥当性)	団体等の活動内容が、補助目的と合致しているか	はい	食品の品質向上及び食品衛生思想の普及に寄与している。
	団体を支援するに当たり、補助金の交付が適切な手段であるか	はい	食中毒防止に寄与することを目的とする事業であることから、基本的に収益性が見込まれないため、これを補完する必要がある。
	団体の会計処理や補助金の使途は適正であるか	はい	事業計画書に沿った処理がされている。収支決算報告書により確認できる。
	団体の決算における繰越金（剰余金）が補助金の額を超えていないか	はい	R04年度決算：補助額90千円、繰越額23千円
	対象経費は、規則・要綱等により規定されているか	はい	成田市食品衛生連合会等補助金交付要綱により、補助対象経費を定めている。
有効性 (費用対効果)	補助金を交付することによる効果を明確に示すことができる指標等はあるか	はい	講習会の参加者数。 R4：93人 R2、R3はコロナ禍のため未実施
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	食品の品質向上及び食品衛生思想の普及及び、食中毒発生抑制に寄与するものであり、効果があると認められる。
	事業を継続するうえで、補助は必要不可欠であるか	はい	市の補助金は、食品衛生講習会の準備資金としての性格が強いため不可欠である。
	補助期間（終期）を設定しているか	はい	令和8年度を終期としている。

最終評価	維持継続
評価者 所見	食品衛生事業については、食の安全といった観点から市民生活に直結するものであるため、団体の活動を継続するうえで当該補助金は今後も継続していく必要がある。